

6 障害児支援を充実する

現 状

発達に心配のある子どもについては、その抱える課題を早期に発見し、早期療育につなげるとともに、成長段階に応じた一貫した支援を行うことが重要です。

区では保健相談所において従来から、乳幼児健康診査の結果、心理面や日常生活習慣等の問題について継続的指導が必要と認められた子どもを対象に、心理経過観察を行っています。平成 22 年度からは、対象者を就学前までの子どもに拡充した心理発達相談として充実を図りました。なお、療育等の専門的対応が必要な場合は、心身障害者福祉センター等の専門機関や幼児教室につないで、連携しながら支援に当たっています。

また、保育所・幼稚園や学童クラブにおける障害児の受入れ、小中学校への特別支援学級の整備等を通じて、障害児へ適切な保育・教育環境を提供し、健やかな成長を促す取組を行ってきました。保育所・学童クラブでは、障害のある子どもの入所申込みが増加傾向にあります。併せて重度障害児および集団生活になじみにくい障害児等への対応など、現在の障害児保育では対応が難しい現状が生じています。

心身障害者福祉センターでは、専門医による専門性の高い相談を実施していますが、乳幼児の相談件数が多く、小学生、中学生および高校生の新規相談の受入が限られているため、専門医の増員による相談件数増に努めています。療育事業についても、対象者の増加等により、待機期間が生じています。

区では、これまでの取り組みから、障害児支援をさらに充実させるために、(仮称)こども発達支援センターを、光が丘地区の小中学校跡施設を活用し開設することとしました。

児童デイサービス事業所については、区内に 13 か所の民間事業所があり、事業所数は増加傾向にありますが、地域的な偏在もあり、利用希望者の要望に十分応えられていない状況があります。

また、障害者自立支援法、児童福祉法の改正により、平成 24 年 4 月から障害児サービス提供の枠組みが変わることから、これに対応した体制づくりが必要です。

障害者基礎調査の結果

【通園・通学に際し充実してほしいこと】

	身体障害者	知的障害者
①	施設・設備などを充実させてほしい	夏休みなど長期休みの際の実施を充実させてほしい
②	夏休みなど長期休みの際の実施を充実させてほしい	放課後の実施を充実させてほしい
③	先生・生徒の理解などが深まってほしい	先生・生徒の理解などが深まってほしい

【充実してほしい障害者施策】

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	施設入所者
障害のある子どもたちの可能性を伸ばすような教育	24.7%	52.9%	21.9%	33.0%
障害の早期発見・早期療育に努めること	23.1%	37.1%	36.7%	24.5%

課題

保育所などの現場では、支援者が発達上の課題に気付いても、保護者に受容してもらうまでに時間がかかり、早期療育につながりにくい現状があります。

教育現場においても、通常の学級に通っている発達に心配のある子どもについては、学校内の教育相談や学校巡回相談等による支援体制の整備を進めていますが、一層の充実が必要です。

また、特別支援学校に通学する児童生徒が居住する地域とのつながり・交流をより一層進める必要があります。

保育所・学童クラブでは、障害のある子どもの利用希望者増、重度障害児等への対応が求められています。

また、児童デイサービス等の事業所の地域偏在からくる課題に取り組み、放課後や学校の長期休みへの対応を図る必要があります。

施策の方向

(1) 早期発見と早期療育

乳幼児健康診査などを通して、子どもの疾病や障害の早期発見、早期対応に努めます。発育や発達などが気になる子どもに対しては、心理相談、1歳6か月児健康診査フォロー教室などで経過観察を行います。さらに専門的な対応が必要な場合は、心身障害者福祉センター（(仮称) こども発達支援センター開設後は同センター）などの専門機関を紹介し、関係機関と連携して支援を行います。また、保護者に疾病や障害に関する情報提供や個別相談を行うほか、保護者同士の交流などの支援を行います。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
48	乳幼児健康診査【健康推進課・保健相談所】 乳幼児に対する健康診査を行い、健康の保持・増進および疾病・障害の発見と早期療育につなげていきます。また、未受診者への受診勧奨を行うとともに、状況把握に努めます。	4か月児健康診査 6,000件/年 1歳6か月児健康診査 5,500件/年 3歳児健康診査 5,500件/年	4か月児健康診査受診率 96%以上 1歳6か月児健康診査(歯科) 84%以上 3歳児健康診査(内科) 90%以上
49	乳幼児経過観察健康診査等【保健相談所】 乳幼児健康診査などの結果、経過観察が必要とされた乳幼児に対して、医師による診察や、保健師、管理栄養士、心理相談員による相談を行います。また、医療機関との連携を図りながら支援します。さらに、早期療育の必要な乳幼児を、(仮称)こども発達支援センターなどの専門機関の相談につなげます。	乳幼児経過観察健康診査 1,500件/年 心理発達相談 1,500件/年 1歳6か月児健康診査心理経過観察等 3,100件/年	継続
50	妊婦健康診査・妊婦訪問指導【健康推進課・保健相談所】 委託医療機関で、全ての妊婦に14回の健康診査を実施します。また、妊娠届や健康診査の結果から保健指導が必要な妊婦に対して健康状態、生活環境、疾病予防についての訪問指導を行います。	妊婦健康診査 1回目 6,000件/年 2回目以降 58,000件/年 妊婦訪問指導 130件/年	継続
51	こんにちは赤ちゃん事業（新生児等訪問指導事業・産婦訪問指導事業）【保健相談所】 生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、新生児および乳児の発育・栄養・疾病予防などの保健指導を行うとともに、子育て支援に関する情報提供を行います。	新生児等訪問指導実施率 87.0%/年 産婦訪問指導実施率 87.0%/年	新生児等訪問指導実施率 90%/年以上 産婦訪問指導実施率 90%/年以上

(2) 障害児保育と療育機関支援

保育所、学童クラブでは障害児の受入れ拡大に努めるとともに、専門家による巡回指導・相談の充実や職員研修等を通じて保育内容の充実を図ります。

また、地域で暮らす重い障害のある児童の放課後の居場所の提供については、整備に向けて取り組みます。

(仮称) こども発達支援センターを整備し、心身障害者福祉センターで実施している相談機能・療育機能の拡充を図るとともに関係機関の連携に取り組みます。成人期への移行に際しては、障害者地域生活支援センター等の関係機関と適切に連携を図ります。また、成人期の発達障害支援の課題についても検討を進めます。

障害児の療育や見守りの場の拡充を図るために、事業者に対する児童デイサービス等の創業支援を行います。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
6 再掲	(仮称)こども発達支援センターの整備【障害者サービス調整担当課】 心身障害者福祉センターで実施している発達に心配のある子どもを対象とした相談・療育等の事業を移管し、18歳未満まで対象を拡大するとともに、家族支援、地域支援、関係機関の連携に取り組みます。	事業計画策定 実施設計	開設 (平成24年度)
52	保育所における障害児保育【保育課】 原則として、集団での保育が可能な、中軽度な障害のある児童を、保育所で受入れます。また、保育所を卒園した後、小学校へ就学する際に切れ目のないよう適切な連携を図っていきます。 集団での保育が困難な重い障害のある児童の保育方法について検討を進めます。	区立 60園 178人 私立 15園 38人	継続
53	学童クラブにおける障害児保育【子育て支援課】 放課後等の保育に欠ける障害のある児童の受入れについては、現在各クラブ2名(委託クラブは各3名)、計203名の受入れ枠がありますが、需要の増大を踏まえ受入れ枠を拡大していきます。 また、地域で暮らす重い障害がある児童の放課後の居場所の整備に向けて取り組みます。	73クラブ 130人	継続
54	児童デイサービス事業【障害者サービス調整担当課】 障害児の療育や見守りの場の拡充を図るために、事業者に対する児童デイサービス事業等の創業支援を行います。	民間事業所数 13か所 400人/月	充実

(3) 特別支援教育の推進

区立幼稚園においては、引き続き障害児の受入れを全園で行ない、巡回相談制度の利用を積極的に進めます。また、私立幼稚園における心身障害児保育委託事業を拡充します。

学齢期においては、児童・生徒一人ひとりの障害の状態や特性などに応じた教育を行うとともに、地域バランスを考慮しながら特別支援学級を増設します。

また、(仮称)学校教育支援センターを整備し、学校巡回相談員、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員等の一元化を図り、教育相談の充実を目指します。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
55	特別支援教育の推進【学務課・教育指導課】 児童・生徒一人ひとりの障害の状態や特性などに応じた教育を行うとともに、地域バランスを考慮しながら特別支援学級を増設します。 また、学校巡回相談、交流および共同学習等の実施、特別支援教育についての理解啓発に取り組みます。	知的障害学級 21校 情緒障害等通級 指導学級 11校	知的障害学級 23校 情緒障害等通級 指導学級 12校 (延べ数)
56	幼稚園における障害児教育【学務課】 区立幼稚園では障害があると思われる幼児を各園受入れています。 私立幼稚園については、障害児を受入れている園に区が保育委託を行い、受入れ園の広がりを図っています。 さらに、発達障害児等特別な配慮を要する幼児が私立幼稚園に入園した場合、園がクラス担任以外の補助員を配置する経費の一部を助成します。 幼稚園を卒園した後、小学校へ就学する際に、切れ目のないよう適切な連携を図っていきます。	区立 5園 38人 私立 ・心身障害児 保育委託 17園 47人 ・学級補助員 配置助成 11園 24人	継続
57	特別支援教育に関わる教員の専門性の向上【教育指導課】 特別支援教育理解のための研修、特別支援教育コーディネーター養成のための研修、学校生活支援員の資質向上のための研修を充実させ、教員の専門性の向上を図ることにより、特別支援学級および通常学級における特別支援教育の一層の充実を図ります。	特別支援教育 研修会 3回/年 特別支援教育 コーディネーター 研修会 4回/年 学校生活支援員 研修会 2回/年	継続

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
58	副籍制度【学務課】 都立特別支援学校の小中学部に在籍している児童・生徒が、居住する地域とのつながりの維持・継続を図るため、地域の区立小中学校に副次的な籍(副籍)をもち、直接的・間接的な交流を行う副籍制度を実施します。	実施	継続
59	学校生活支援員事業【学務課・教育指導課】 障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行うため、特別支援学級に在籍する児童・生徒や、通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒に対して、食事、排せつ、教室の移動補助等学校生活上の介助や、学習活動上の支援を行う学校生活支援員を設置します。	実施	継続
60	(仮称) 学校教育支援センターの整備・運営【総合教育センター】 総合教育センターを発展的に改組し、教職員の研究・研修事業や教育相談事業を拡充します。	施設設計	実施

(4) 障害児支援機関の連携

保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関の連携を強化し、情報共有や個別ケースの検討などを通して障害児支援の充実を図るため、「(仮称) 障害児支援ネットワーク会議」を設置します。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
61	(仮称) 障害児支援ネットワークの推進【障害者サービス調整担当課】 (仮称)障害児支援ネットワーク会議を設置し、保健・保育・福祉・教育等の関係機関の連携を強化および情報共有や個別ケースの検討などを通して障害児支援の充実を図ります。	事業計画策定	設置 (平成 24 年度)
62	障害児を持つ親の会などへの支援【障害者サービス調整担当課・保健相談所】 障害児を持つ親の会の交流活動などを支援します。	実施	継続